

ストップ地球温暖化!

住宅用新・省エネルギー 機器設置補助金

地球温暖化防止及び環境保全を目的に、先進技術を活用し、クリーンで持続可能な新・省エネルギー機器の普及を促進するため、個人の住宅に設置する方を対象に補助金を交付します。

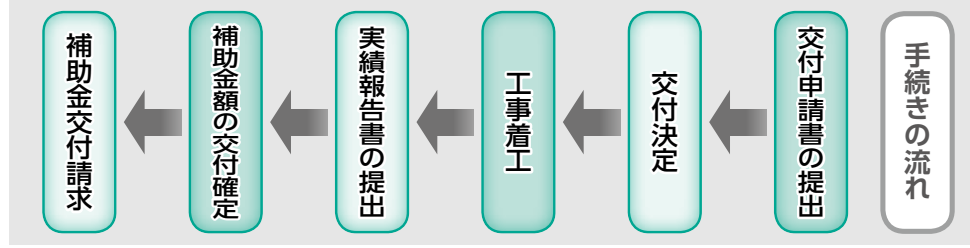
問い合わせ／環境課環境計画担当（内線3125）

平成29年度 補助対象機器

※対象機種は市ホームページで確認してください

対象機器	補助金額
① 家庭用燃料電池(エネファーム)	5万円
② 太陽熱利用システム(自然循環型)	1万円
③ 太陽熱利用システム(強制循環型)	1万5千円
④ 雨水貯留槽システム(容量100ℓ以上) ※浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合も補助対象	設置に要した経費の4分の1(上限1万円)
⑤ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)機器	2万円
⑥ 定置用リチウムイオン蓄電池	5万円
⑦ V2H充電設備	5万円
⑧ V2H充電設備+対応車両購入	10万円

※V2H=[Vehicle to Home]の略。電気自動車等の蓄電池に蓄えた電気を家の中で利用するシステム。環境面・経済面・災害対策面に優れ、料金の安い夜間電力による蓄電や電力需要のピークシフト(余力のある夜間に電力消費を分散させ、CO₂排出量の削減に繋がる)が行える



- 補助予算額／400万円 ※先着順対象／次のすべてに該当する方
- ▼交付決定通知書(受付後3週間程度で送付)を受理した後に着工する方 ※機器を設置済又は着工済の方は申請できません
- ▼自己が所有・居住、又は居住目的で新築する住宅に設置する方
- ▼実績報告書提出時に本市の住民基本台帳に記載のある方
- ▼平成30年2月28日(水)までに実績報告書の提出ができる方
- ▼市税の滞納のない方(同居の家族含む)
- ▼設置建築物・敷地に違法行為のない方
- ▼交付要綱を遵守できる方
- ▼後日発送するアンケートに協力していただける方
- その他／同一世帯、同一建築物に多種の機器を設置した場合(税法上2世帯建築と認める場合は別)1件の申請となります。雨水貯留槽とHEMS機器は、他機器との併用が可能です
- 申込み／5月8日(月)以降の平日8時30分～17時15分に環境課、両支所地域グループに備えの交付申請書(市ホームページにもあります)に必要事項を記入し、直接同所 ※郵送での申込み不可



補助限度額一覧

人槽	浄化槽設置費	配管工事費	撤去処分費
5人槽	362,000円	161,000円	60,000円
7人槽	444,000円		
10人槽	578,000円		

※浄化槽設置費は、転換に要した費用の2分の1を上限とします
 ※配管工事費及び撤去処分費は、当該処分に要した費用に相当する額(1,000円未満切り捨て)又は上記額のいずれか少ない額を上限とします
 ※手続きの流れは、上記「住宅用新・省エネルギー機器設置補助金」と同様です

- 補助予算額／1,286万円 ※先着順
- 対象／次のすべてに該当する方
- ▼家庭用でかつ5人～10人槽の合併処理浄化槽であること
- ▼設置場所が公共下水道認可区域外、農業集落排水区域外であること
- ▼工事着工前の申請であること
- ▼市税の滞納のない方
- 【次に該当する場合は補助金の交付はできません】
- ▼浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置した場合
- ▼建築基準法第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置の場合
- ▼賃貸人の承諾が得られない場合(家を借りている場合)
- ▼販売目的として、専用住宅又は既存専用住宅において合併処理浄化槽へ転換する場合

合併処理浄化槽設置補助金

家庭雑排水による公共水域の水質汚濁の防止や、生活環境や公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽やくみ取便槽から、合併処理浄化槽に転換される方へ補助金を交付します。

問い合わせ／環境課廃棄物・リサイクル担当（内線3128）